

建設工事における入札ボンド制度の導入について

宮城県出納局契約課

1 入札ボンド制度の導入について

国土交通省では、公共工事の入札に当たって、履行能力が著しく懸念される等の不良不適格業者の排除や過大な入札参加の抑制を図るため、入札企業の経営状況や施工能力などについて第三者による保証を義務付ける制度、いわゆる「入札ボンド制度」を平成18年10月から導入しており、宮城県においても、不良不適格業者の参入を抑制するとともに、倒産のリスクを回避する手段としての機能や下請企業の保護の観点から、入札ボンド制度を導入することにいたしました。

なお、平成18年度においては、次の対象工事に適用いたします。

- ① 入札方式 一般競争入札方式のうち総合評価落札方式を適用する工事
- ② 対象金額 設計額（税込み）が3億円以上の工事（平成20年4月1日、「1億円以上の工事」に改正）
- ③ 開始日 平成18年12月4日以降の公告工事

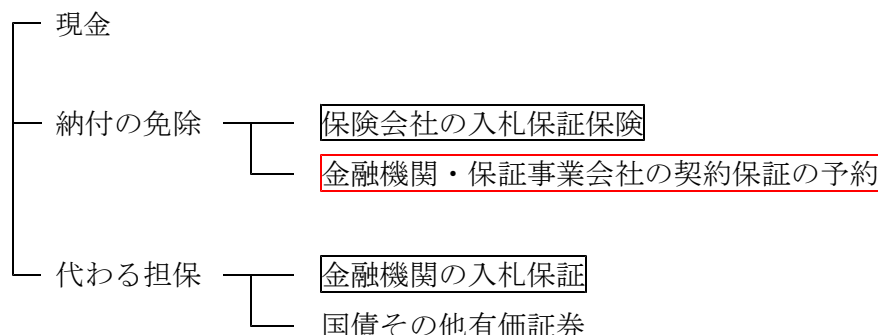
2 入札ボンド制度の仕組み

（1）入札ボンド制度の仕組み

- ① 地方自治法第234条第4項に規定する入札保証制度の体系を活用することとし、入札ボンド制度適用工事については、一律に入札保証金を免除する現在の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更いたします。
- ② 建設工事執行規則において位置付けられた保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証の外、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書を入札ボンドとして取り扱います。

<入札保証制度の体系>

（囲み線が入札ボンドとして取扱うもの）



- （2）付保割合 入札参加者の見積る**入札金額（税込み）**の100分の5以上。

ただし、契約保証の予約の場合は、**入札金額（税込み）**の100分の10以上。

3 入札ボンド制度適用工事に参加するに当たっての留意点

(1) 告知方法

入札ボンド制度適用工事については、入札公告の中の「入札保証金」の欄において、「**入札後審査方式一般競争入札公告共通事項 4（2）に示すとおりとする**」等と明示します。

(2) 入札ボンド（現金納付等も同様、以下「入札ボンド等」という。）の提出期間

入札公告日の翌日から入札書提出期限の日までとします。

(3) 入札ボンド等の提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便）に限ります。

(4) 入札ボンド等の金額の変更

一度提出した入札ボンド等の金額の変更については一切認めません。

(5) 入札ボンド等の提出がない者の取扱い

入札書提出期限の日までに入札ボンド等を提出しない入札参加者は、入札参加条件に違反したものと、入札参加資格不適格とし、当該工事の入札に参加させないものとします。

(6) 入札ボンド等の金額が入札保証金に満たない場合の取扱い

入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない場合又は金融機関等の契約保証の予約の場合における契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものと、その入札を無効とします。

注）入札保証金等の金額は、入札参加者の見積る税込みの入札金額であり、入札書に記載する入札金額（税抜き）の100分の5に相当する額を加算した金額となりますので注意願います。

(7) 入札ボンド等に関する費用

入札ボンド等の提出に係る費用については、入札参加者の負担とします。

(8) その他

入札ボンド制度に関する詳細については、次に掲げる要領等に記載しておりますので、手続き等について確認のうえ、入札に参加されますようお願いします。

- ① **建設工事における入札保証に関する取扱要領**
- ② **入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領**
- ③ **建設工事競争入札参加心得**
- ④ **入札後審査方式一般競争入札公告共通事項**

なお、上記要領等については、

宮城県出納局契約課のホームページ(アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk20.htm>),
入札情報サービスシステム（アドレス <http://www.e-bid.pref.miyagi.jp/PPI/Public/Server>）
で閲覧することができます。